

和歌山県中小企業振興条例（仮称）のあらまし

1 目的

この条例は、中小企業が本県経済において果たす役割の重要性にかんがみ、中小企業の振興に関し、基本理念を定め、県、中小企業者、中小企業団体、大企業者、金融機関、大学等、県議会、及び県民の責務又は役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって本県経済の持続的な発展及び県民生活の向上に資することを目的とします。

2 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号。以下「法」といいます。）第 2 条第 1 項各号に規定する中小企業者で、県内に事務所または事業所を有する者をいいます。
- (2) 小規模企業者 法第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者で、県内に事務所または事業所を有する者をいいます。
- (3) 中小企業団体 商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他中小企業の支援を行う団体をいいます。
- (4) 大企業者 中小企業者以外の事業者で、県内に事務所又は事業所を有する者をいいます。
- (5) 金融機関 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融業を行う者をいいます。
- (6) 大学等 大学、高等専門学校その他試験研究機関（県又は事業者が設置する者を除きます。）をいいます。

3 基本理念

- (1) 中小企業の振興は、中小企業者の創意工夫及び自主的な努力が促進されることを基本とし、その成長が図られることを旨として推進されなければならない。
- (2) 中小企業の振興は、中小企業が地域経済の活性化及び雇用の創出に貢献し、地域社会の担い手として県民生活を支える重要な存在であるという基本的認識の下に推進されなければならない。
- (3) 中小企業の振興は、地域に集積された豊富な人材や優れた技術のほか、豊かな自然や歴史、文化といった観光資源、及び農林水産物など本県が有する地域資源の活用を図ることにより推進されなければならない。

4 県の責務

- (1) 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」といいます。）にのっとり、中小企業の振興に関し、総合的かつ戦略的に施策を実施するものとします。
- (2) 県は、中小企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、国、他の地方公共団体、中小企業団体、金融機関、大学等、その他の関係機関との連携に努めるものとします。
- (3) 県は、中小企業の振興に関する施策を講ずるに当たっては、経営資源（法第2条第4項に規定する経営資源をいいます。）の確保が困難であることが多い小規模企業者に対して配慮するよう努めるとともに、中小企業者や関係団体等の意見を聴き、施策に反映するよう努めるものとします。
- (4) 県は、その主催する行事等において、中小企業者が供給する県産品の活用に率先して努めるほか、工事の発注、物品および役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めるものとします。
- (5) 県は、中小企業の振興に資するため、交通や情報通信をはじめとした産業基盤の効果的な整備及び活用に努めるものとします。

5 市町村への支援

県は、市町村が行う中小企業の振興に関する施策に対し、情報提供、助言その他の必要な支援を行うものとします。

6 中小企業者の努力

中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に対応して、経営基盤の強化、雇用の確保、雇用環境の整備、人材の育成等に努めるとともに、県産品の利活用、中小企業団体への加入、地域活動への参画等により、地域の経済及び社会への貢献に努めるものとします。

7 中小企業団体の役割

中小企業団体は、基本理念にのっとり、中小企業の経営の向上に積極的に取り組むとともに、県が実施する中小企業振興に関する施策に協力するよう努めるものとします。

8 大企業者の役割

大企業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を通じて、中小企業の振興に配慮するとともに、県が実施する中小企業振興に関する施策に協力するよう努めるものとします。

9 金融機関の役割

金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業者の資金需要に適切かつ積極的に対応するなど、中小企業者の経営の向上に配慮するとともに、県が実施する中小企業振興に関する施策に協力するよう努めるものとします。

10 大学等の役割

大学等は、基本理念にのっとり、中小企業と連携した研究開発の推進及びその成果の社会への還元並びに人材の育成を通じて、県が実施する中小企業振興に関する施策に協力するよう努めるものとします。

11 県議会の役割

県議会は、基本理念にのっとり、中小企業の振興に関し、中小企業者をはじめ県民の声が施策に反映されるよう、政策提言等を行うものとします。

12 県民の理解と協力

県民は、地域の中小企業の事業内容やその役割について、地域活動や学校教育等を通じて認識し、中小企業の振興が本県経済の活性化及び県民生活の向上に資することを理解するとともに、県が実施する中小企業振興に関する施策に協力するよう努めるものとします。

13 基本方針

県は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業振興に関する施策を講ずるものとします。

- (1) 経営革新（法第2条第2項に規定する経営の革新をいいます。）の促進及び経営基盤の強化
- (2) 製品開発及び販路開拓の支援
- (3) 創業及び新たな事業の創出の促進
- (4) 事業活動を担う人材の育成及び確保
- (5) 資金供給の円滑化
- (6) 知的財産の活用及び産学官連携
- (7) 国際的視点に立った事業展開の促進
- (8) 中小企業者の事業活動の振興に資する企業誘致の促進
- (9) 農商工連携及び6次産業化並びに医療福祉分野等との連携の促進
- (10) まちの賑わいにつながる商業振興の促進
- (11) 中小企業者の製品や技術等に関する情報の発信

14 中小企業振興施策の公表等

- (1) 県は、前条の基本方針を踏まえ、毎年度、県の講じる中小企業振興に関する施策を取りまとめて公表するものとします。
- (2) 知事は、前項により取りまとめた施策の実施状況等について、毎年度、議会に報告するものとします。

15 財政上の措置

県は、中小企業振興に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

【参考】

○ 中小企業基本法（昭和 38 年 7 月 20 日法律第 154 号）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第2条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 1 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第4号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 2 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 3 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 4 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 2 この法律において「経営の革新」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。
- 3 省略
 - 4 この法律において「経営資源」とは、設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。